

「(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、青森県下北郡東通村において、現在自社で供用中の「ユーラス小田野沢ウインドファーム」(総出力13,000kW、定格出力1,300kWの風力発電設備10基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力約4,000kWの風力発電設備3基に建て替える事業である。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下、「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺において、本事業者による風力発電事業が計画されている。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査について

- (1) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺において、本事業者による風力発電事業が計画されていることから、累積的な影響を踏まえ、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

このため、本事業の実施に伴う影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ( 1 ) 鳥類の風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、バードストライクの有無等に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- ( 2 ) 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。